

宮城県吹奏楽連盟チャイム貸し出し規定

宮城県吹奏楽連盟では所有するチャイムについて、下記の要領で貸し出しを行う。

記

1. 指定の借用書に記入の上、管理責任者の許可を得る。
2. 借用期間は、7日間を基本とする。
3. 借用に際しては、借用料2,000円を支払うこと。
4. チャイムの借用にあたっては、破損がないよう十分に取り扱いには注意すること。万一破損、もしくは付属品紛失の場合には、借用団体が弁償すること。
5. 楽器運搬に関しては、運搬に関する人員等すべてについて、借用団体が責任を持つこと。
6. 借用できる団体は、宮城県吹奏楽連盟の加盟団体とする。
7. 借用期間を厳守し、借用団体は管理責任者に無断で延期や又貸しをしてはならない。
8. コンクール期間は、大会の共通打楽器として使用するため、管理校に返却することを基本とする。

※以上の項目につき厳守すること。守れない場合は、今後その団体には貸し出しを中止することがある。

【管理校・連絡先】 仙台市立沖野中学校

〒984-0831 仙台市若林区沖野2-29-50

TEL : 080-5550-7662

管理責任者 引地 朗（宮城県吹奏楽連盟常任理事）

借用書

宮城県吹奏楽連盟理事長様

下記の通り、宮城県吹奏楽連盟のチャイムを借用します。

記

1. 借用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

2. 申請月日 平成 年 月 日

3. 団体名 _____

団体住所 _____

連絡先（TEL） _____

借用責任者^印 _____

提出先：仙台市立沖野中学校 引地 朗 宛
〒984-0831 仙台市若林区沖野 2-29-50